

Title	宮崎澄夫先生の御逝去
Sub Title	
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.3 (1991. 3) ,p.131- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	宮崎澄夫先生追悼記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910328-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮崎澄夫先生の御逝去

慶應義塾大学法学部名誉教授宮崎澄夫先生には、一九九〇年三月二十九日、午前〇時五五分、慶應義塾大学医学部附属病院で御逝去になった。享年八七歳であった。

宮崎先生は、一九〇三年五月、東京都に御出生になり、一九二〇年四月、慶應義塾大学法学部予科に御入学、一九二六年三月、法律学科を御卒業の後、高等試験司法科に合格され、一九二七年一月から一九二九年三月まで、検察官として実務に従事された。同年四月、母校に戻られ、慶應義塾大学助手兼法学部講師となられ、併せて同大学予科教員、高等部講師をも勤められた。一九三四年一月から三六年三月まで、民事訴訟法研究のため、独・英・仏国に留学なさった。一九三四年五月には、慶應義塾大学助教となられた。御帰国後、一九三七年一〇月に、法学部教授になられている。

宮崎先生の御専門は、すでに述べたように民事訴訟法であ

り、既判力に関する本格的な論文、さらに、調停法に関する理論的研究を公刊され、戦前、その分野においてすでに確立した地歩を占められていた。第二次大戦後、三田校舎の大半、信濃町医学部と附属病院の大部分、日吉の工学部の全校舎を空襲により喪失し、戦争中に旧帝国海軍の連合艦隊司令部が使用した日吉の予科校舎（現慶應義塾日吉高等学校と大学の理数系研究室）を占領軍に接収された慶應義塾は、未曾有の経営・教育上の危機にあった。法学部から、故潮田江次教授が塾長に就任し、常任理事として、犯罪学と刑法を担当して居られた故永澤邦夫教授が就任されたのは、そのような困難な時期であった。

学生数も少なく、塾の財政状態がどん底にあった折、ただでさえ手薄な教授陣から法律学科の根幹をなす教授が経営に参画することとなったため、宮崎先生は検事の経験があると、いうことで刑法と刑事訴訟法の担当を引き受けられた。

今日の学問状況のように、やたらに細かな議論が横行しているのと異なり、刑法学では、基本的な概念や立場の相違に基づく原則論が戦わされ、刑事訴訟法の分野では、大陸法系の旧大正刑事訴訟法がアメリカ法をモデルとして根本的に改正された時期であったから、全く専門の違う分野に転じられるにあたって、至難のわざという程ではなかったであろうとは思われるのだが、それを立派にやりとげ、しかも発足した

ばかりの日本刑法学会に参加され、監事として学会の発展に寄与されたのは、刑事法学者としても直ちに頭角を現わされたためであると言つてよい。

宮崎先生は、学者としてもすぐれた方であったが、学校経営にもその手腕を発揮された。一九五〇年四月から五六年三月まで慶應義塾農業高校の校長として同校の発展に文字通り尽力された。同校は、今日、慶應義塾志木高等学校となり、全国でも有数なレベルの高い高等学校となっているが、先生が校長に就任された当時は、農業高校であり、塾内の諸学部に入學するに当たつて、試験があり、不合格となる者の数が少なくなかつた。学生を思うこと慈父のような先生のことであるから、入學選衡の席で、しばしば法学部の入試委員の教授達との間で激論となり、声涙ともに下る推薦の弁を述べられたことも多かつたと伝え聞いている。そして、一九五六年四月から六〇年六月まで、常任理事として塾の経営に参画され、學務を担当された。当時は、奥井復太郎経済學部教授が塾長の任にあられた。宮崎先生がその在任中、実現され、今日にまで統している制度に、「特別函書」がある。発足当時は、月額三〇〇〇円であったが、その頃助手の月給が一万一、二〇〇円であったから、いくらあつても足りない本代としてどれ程助かつたか、飽食の時代の若手研究者にはおそらく想像できないことであらうと思う。

學外の活動のうち、特に、専門分野とのかかわりで、刑法改正と司法試験委員としての御活躍にふれたい。宮崎先生は、一九五五年八月に、法務大臣の諮問機関である法制審議会の刑事法部会委員を委嘱され、改正刑法草案の審議が始まるに当たり、一九六三年七月に同特別部会委員となり、刑法各則のうちの国家・社会法益の部分の審議を担当する第四小委員会の小委員長を務められた。私は、一九六五年一〇月に、初めて、刑事法部会幹事となり、第五小委員会(個人法益に関する罪を担当)に属した。第四小委員会幹事は、東大の故藤木英雄助教授(当時)であり、御兩人が大へん息のあつた仕事をして居られる姿に目をみはつたものである。これは、才氣煥発な藤木君の頭の回転の速さと宮崎先生の鋭い直観力、そして頭の切れとが、見事にかみ合つたためであると思う。しかし、宮崎先生は、ただ、頭の回転が早いだけではなく、ここぞというとき、てこでも動かぬねばりを見せられることがしばしばであった。刑事法部会の会長は、故小野清一郎博士であった。この先生も、個性の強い、そして使命感にもえた方であった。部会長と小委員長と息がうまよく合わない、部会に提出する小委員会案がまとまらない。宮崎小委員長は、物事の筋で考える方であったから、どちらでも結局、結論的に大した差は出てこないと思われる議論には、深入りはされず、テキパキと片づけて居られた。ところが、公害罪に関する

る新設規定の立案とその検討のときには、驚くほどのねばりを見せられ、公害の被害を抑制するためにいかに効果的な規定を設けるべきかについて幅広い検討をされ、理想的な案を提案すべく苦心しておられた。この御姿をみて、先生の態度決定に大きく影響を及ぼしたのは、水俣をはじめとする公害の被害者の悲惨な姿に接せられ、重金属や化学物質により汚染された河川、海の現状を視察され、深く心に期すところがあったためであろうと思っている。さらには、若い頃から、川釣りを趣味とされ、清流に糸をたれて岩魚やはやと知恵比べを楽しまれた先生が、自然を破壊する工業化の心ない仕打ちに、心を痛められたためではないかと考えたものである。

宮崎先生は、慶應義塾大学の法律学科の卒業生のなかで、司法官試験に合格した草分け的な存在の一人である。政治学科を卒業して合格された今泉孝太郎先生、法律学科の同窓であられた津田利治先生、そして、弁護士の渡辺八左衛門先生、故大原信一先生らとともに、大正末期から昭和の初めにかけて、司法科の試験に合格した数少ない卒業生の一人であられた。慶應義塾、殊に、法律学科のことを思うこと人一倍強かった先生は、常日頃、慶應義塾の卒業生が数多く司法試験に合格するよう希望され、機会あるごとにそれをすすめられ、事実、特別な指導を心がけられた。先生の御苦心の結果、かなりの数の合格者が出るようになり、慶應出身の法曹会関係

者で「三田法曹会」が組織された。そして、宮崎先生の積年の夢であった司法試験受験者のための設備「司法研究室」が、塾当局の御英断と三田法曹会関係者の御協力により、一九六六年四月に発足をした。その後、塾出身の司法試験合格者は、コンスタントに二〇人台となり、昨今では、三〇人台、そして四〇人になる年もあるようになった。そして、宮崎先生御自身が、一九七〇年と七一年に司法試験第二次審査委員になられたのであった。

宮崎先生は、一九七一年三月をもって慶應義塾大学を定年で御退職となり、直ちに、創価大学法学部教授に迎えられ、同大学でも、司法試験合格者を増やすよう御尽力になった。まことに、教育者の御手本のような方であったと申しあげることができよう。

研究者としては、数多くの御著書がある。なかでも「訴訟法」(ダイヤモンド社、一九四一年)、「調停法の理論と実際」(東洋書館、一九四二年)、「刑法総論」(東洋書館、一九五〇年)、「刑事訴訟法」(評論社、一九五〇年)、「免訴の裁判」(総合判例研究叢書)(有斐閣、一九六一年)があり、論文は枚挙にいとまがない程の多数にのぼる。

私が宮崎先生の嚆矢に初めて接したのは、一九五〇年に、学部二年生の折に、日吉の授業科目である刑法総論を聴講したときである。古典派の刑法理論に基づく、極めてオーソド

ックスな内容の講義であった。学部三年の折に、数人の仲間と刑法研究会を造り、当時法学部助手であられた中谷瑾子先生に指導して頂き、時として、宮崎先生に御話をうかがったりした。四年を終えて、大学院で勉強を続けようということになり、当時は、民事法学専攻科しかなかったので、民事訴訟法と刑事訴訟法との双方にまたがる「司法制度論」を担当しておられた宮崎先生のもので、不法行為をテーマにした論文の準備をし、「不法行為における違法性の理論」というテーマの論文を提出した。民事法の論文なのに、刑事法の材料ばかり扱うという極めて変則的で、今から考えると冷汗が出る、赤面する態のものであったが、論文審査の場で、大いに援護をして下さり、御蔭で、無事、民事法学専攻科を終え、さらに法学部助手に採用されたが、もとより先生の強力な推挙がなければ、実現できなかったと今日でも感謝している。

宮崎先生は、公法学関係の教授陣のなかで、国際法の前原光雄先生に次ぐ年長者であったこともあり、憲法の田口精一先生、行政法の金子芳雄先生の指導をも担当しておられた。私が修士に入学した折、民事訴訟法の伊東乾先生、刑法の中谷瑾子先生、講師であられた青柳文雄先生も時折り加わられて、ウィルヘルム・ザウアーの一般訴訟法理論の輪談会が宮崎先生を中心として一週に一回、一堂に会して行なわれた。私があらかじめ用意した素訳を中心にして、一語一語、正確

に理解するよう検討がなされた。ザウアーの理論を着にして、宮崎先生の理論が展開され、一同、大いに啓発されるという場面が再三あった。今から考えると、ひたすら学問に没頭することの許された、余裕のある研究者の団欒の可能な時代であった。あの折に、きびしく仕込まれたことが、どれ程、役に立ったかはかり知れないものがある。

助手となって、私は、ドイツ留学の準備に入った。大学四年生のとき、一、二年生の折にドイツ語の指導を受けた故田中次郎先生の御紹介で、故ラートブルフ夫人と文通を始めていた私に、是非、ハイデルベルヒに勉強に来なさいという夫人からの御すすめが再三あった。御自身が、三〇歳でドイツ留学をなさった御経験のある宮崎先生は、助手になると同時に、留学生試験を受けることをすすめて下さり、一九五六年に一度目補欠、翌年二度目で合格したとき、わがことのように喜んで下さった。留学に際しては、刑法理論もよいが、犯罪の原因を研究し、その対策を考える刑事学を勉強してきなさい、と助言をして下さった。ハイデルベルヒには、精神医学出身のレフェレント講師が就任して三年目であり、大へん刺激的で意欲的な犯罪学の講義をしていたこともあり、その影響を大いに受けた。それから一〇年もたない一九六五年に、「対案教授」が新しい刑法思想に依拠して「刑法総則草案対案」を作成し、六六年に公表し、併せて、刑法理論と

刑事政策論とを調和させた「予防刑法」の発想を展開するようになり、今日に至っている。この動きをおもくと、一九五七年九月、ドイツ留学の門出に当り、「理論刑法学に沈潜しすぎないように」と言われた宮崎先生の先見性を改めて思い起すのである。

「対案グループ」との親交が深まり、さらに日本でその動きに対応する状況が進むにつれて、西ドイツを中心としてヨーロッパに出かける機会が多くなった。教授になったばかりの若造が、何回となく外国に出るなどということは目障りなことであつたらうが、宮崎先生はいつもかばって下さつたとあとから聞いた。

御定年の後、折にふれて先生をお訪ねした。その多くは、宮崎門下生の恒例の会合であつたが、その折には、法律学科の在り方、殊に「法学研究」に発表された論文に対する先生の寸評をうかがい、その学問的な厳しさと相いも変らぬさえた頭の働きに感心をした。

幸にして、私自身、身につけた勉強の仕方が徹底的、根源的に対象を追い求めるという特色を持っていたため、西ドイツではそれなりの評価を受け、一九七〇年にドイツ全犯罪学会の名誉会員への推薦、一九七七年にテュービンゲン大学の名誉学位授与といった具体的な成果となつて現われた。その都度、先生は、証書に目を通され、「なるほど、こういう表

現をするのだね」とか「ラテン語で言い表わすのか」など、本当に嬉しそうな御顔で見入つて居られた。一九八八年一月には、ザール大学の名誉学位、一九八九年一月には、思つてもみなかったドイツ政府から連邦功労十字章第一級の授与と、先生に喜んで頂ける出来事が重なつた。八八年四月に父を失つていた私は、先生の嬉しそうな御顔と父の笑顔とを重ね合わせて、二つの親孝行をはたしたという思いをかみしめたことであつた。

その後、先生は病の床につかれ、慶應義塾大学病院に御見舞いに行つても静かに眠つて居られる御様子を見て戻るということの繰り返しであつた。

そして、一九九〇年三月末から四月初旬にかけて、韓国での講演旅行に出かける出発の朝、これから飛行機に乗るという時、何か虫の知らせで家に電話をしたところ、早朝、先生が御逝去になつたという知らせを受けた。ソウルについてから、平良木登規男君に連絡をとり、御通夜、御葬儀の日取りをうかがつたところ、それらすべては、韓国での公式行事のある日と重なり、結局、そのいずれも欠礼をしてしまった。伊東先生、中谷先生、石川明君など宮崎門下の方々の御尽力にすべて頼つてしまつた。

宮崎先生の思い出を綴るとなると、あまりにも多い出来事に驚く。それだけ、有形無形の恩恵を受けていたことに、今

さらのように感謝の念を深めている。此の上は、先生がこよなく愛して居られた慶應義塾、殊に、法律学科のために、最後の力を振りしほって、残る五年間、ひたすらに精進することを通じて、その御学恩、個人的な御恩に応えようと思っ
ている。

一九九一年三月

法学部教授 宮澤浩一